第144号　　2026年10月

自治会連合会だより

発行：名田島自治会連合会

事務局　TEL・Fax 083-973-7551

◎ ９月度委員会は移動市長室「やまぐち２１元気ミーティング」のため開催されませんでしたので、報告事項はありません。

行　事　報　告　・　予　定

９　月　行　事

月　日	曜日	自　治　会　連　合　会　行　事
9月3日	木	移動市長室「やまぐち21元気ミーティング」
4日	金	年末朝市実行委員会
6日	日	芝刈り(1班)
8日	火	健康相談会(向山下)
13日	日	芝刈り(2班)【中止】
15日	火	名田島小学校授業参観・人権教育講演会
17日	木	芝刈り(1・2班有志) 防災部会・炊き出し委員合同会議
19日	土	市道東開作昭和西線除草作業
20日	日	芝生グラウンド除草剤散布 芝刈り(3班)【中止】
24日	木	役員会
25日	金	ふるさとまつり企画委員会
27日	日	冬芝播種(全員)
29日	火	青少年健全育成地区民会議
30日	水	総務部会

10　月　行　事

月　日	曜日	自　治　会　連　合　会　行　事
10月1日	木	令和8年度第2回学校運営協議会(総合支援) 山口市すこやか長寿対策審議会他
8日	木	料理教室
10日	土	山口市戦没者追悼式
15日	木	芝生スプリンクラー水質点検
18日	日	芝刈り(1班)
21日	水	山口県自治会連合会研修会
22日	木	山口県自治会連合会視察
25日	日	芝刈り(2班)
29日	木	役員会

ドライバーの皆様へ！！
生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。



令和8年9月1日より生活道路における自動車の法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられます。

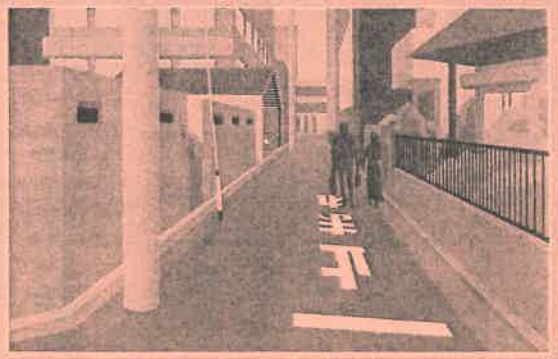
「生活道路」とは主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

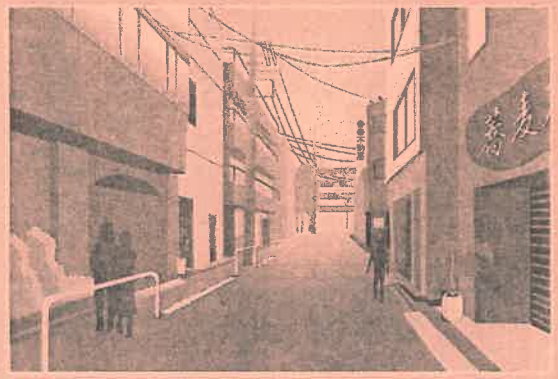
※下記の道路における自動車の法定速度は、引き続き、60キロメートルです。

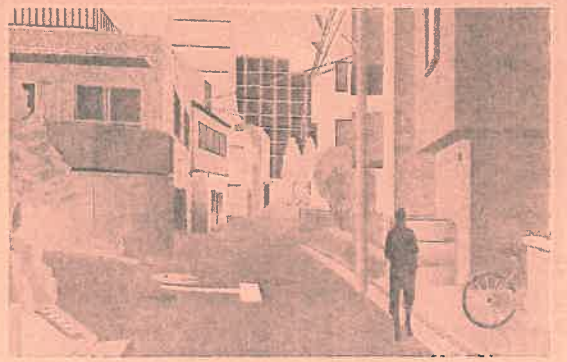
・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
・自動車専用道路

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。







ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

- 民家・商店が多い
- 通学路である
- 天候等で視界が悪い
- カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html

問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです
https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
（2026年）
改正道路交通法施行令施行



警察庁・都道府県警察